

大竹市告示第 8 0 号

大竹市週休 2 日工事等実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市週休 2 日工事等実施要領の一部を改正する要領

大竹市週休 2 日工事等実施要領の一部を改正する要領（令和 6 年大竹市告示第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要領において「週休 2 日」とは、対象期間内の累計現場閉所の日数の割合（現場閉所日数の実績の累計日数を対象期間の累計日数で除した割合をいう。第 1 2 項において「現場閉所率」という。）が <u>28.5 パーセント</u>以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p><u>2 この要領において「完全週休 2 日」とは、対象期間内の全ての週単位で週休 2 日の状態をいう。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p><u>5 この要領において「週単位」とは、対象期間を 7 日ごとに分けた期間をいう。</u></p> <p><u>6 この要領において「週休 2 日工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。</u></p> <p><u>(1) 週単位の週休 2 日の状態（対象期間を週単位に分けた際に残日数がある場合においてはその期間を除く。）を満たす工事（以下「完全週休 2 日工事」という。）</u></p> <p><u>(2) 月単位の週休 2 日の状態（対象期間を月単位に分けた際に残日</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要領において「週休 2 日」とは、対象期間内の累計現場閉所の日数の割合（現場閉所日数の実績の累計日数を対象期間の累計日数で除した割合をいう。第 1 2 項において「現場閉所率」という。）が 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p><u>4 この要領において「通期の週休 2 日」とは、対象期間において週休 2 日の状態（月単位の週休 2 日の状態のものを除く。）をいう。</u></p> <p>5 この要領において「週休 2 日工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。</p> <p><u>(1) 月単位の週休 2 日の状態（対象期間を月単位に分けた際に残日</u></p>

数がある場合において、週休2日の状態を満たすときを含む。)又は対象期間の日数が28日に満たない場合において、週休2日の状態を満たす工事(以下「月単位の週休2日工事」という。)

6～9 略

10 この要領において「週休2日交替制工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

(1) 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者(施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者及び技能労働者であるものをいい、従事した期間が2週間未満の者を除く。以下「技術者等」という。)が、全ての週単位(対象期間を週単位に分けた際に残日数がある場合においてはその期間を除く。)で、交替しながら1週間に2日間以上の休日確保したと認められる状態(その平均休日数の割合(当該技術者等ごとの休日日数を対象期間のうち当該技術者等が従事した日数で除した数の合計を当該技術者等の人数で除した値をいう。第12項において「休日率」という。)が、28.5パーセント以上の水準に達する状態をいう。以下同じ。)の工事(以下「完全週休2日交替制工事」という。)

(2) 対象期間内に現場に従事した技術者等が、全ての月単位(対象期間を月単位に分けた際に残日数がある場合においてはその期間を含む。)又は対象期間の日数が28日に満たない場合で、交替しながら1週間に2日間以上の休日確保したと認められる状態の工事(以下「月単位の週休2日交替制工事」という。)

数がある場合において、週休2日の状態を満たすときを含む。)又は対象期間の日数が28日に満たない場合において、週休2日の状態を満たす工事(以下「月単位の週休2日工事」という。)

(2) 通期の週休2日の状態を満たす工事(以下「通期の週休2日工事」という。)

6～9 略

10 この要領において「週休2日交替制工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

(1) 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者(施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者及び技能労働者であるものをいい、従事した期間が2週間未満の者を除く。以下「技術者等」という。)が、全ての月単位(対象期間を月単位に分けた際に残日数がある場合においてはその期間を含む。)又は対象期間の日数が

(1) 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者(施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者及び技能労働者であるものをいい、従事した期間が2週間未満の者を除く。以下「技術者等」という。)が、全ての月単位(対象期間を月単位に分けた際に残日数がある場合においてはその期間を含む。)又は対象期間の日数が

28日に満たない場合で、交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態（その平均休日数の割合（当該技術者等ごとの休日日数を対象期間のうち当該技術者等が従事した日数で除した数の合計を当該技術者等の人数で除した値をいう。第12項において「休日率」という。）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。次号において同じ。）の工事（以下「月単位の週休2日交替制工事」という。）

(2) 対象期間内に現場に従事した技術者等が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態の工事（以下「通期の週休2日交替制工事」という。）

1 1 略

1 2 この要領において「週休2日」とは、現場閉所率又は休日率が28.5パーセント以上の水準の状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事等の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

(1)・(2) 略

(3) 社会的要請や現場条件の制約等により、現場を閉所することが困難と認められる工事

（発注方法等）

第4条 週休2日工事等の発注の方式は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める工事をいう。

(1) 発注者指定型 対象工事のうち現場条件や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事を除き、原則、当初設計金額1億5千万円以上の工事（当初設計金額1億5千万円未満の工事であっても市長が必要と認める場合を含む。）と

1 1 略

1 2 この要領において「4週8休以上」とは、現場閉所率又は休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事等の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

(1)・(2) 略

（発注方法等）

第4条 週休2日工事等の発注の方式は、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める工事をいう。

(1) 発注者指定型 対象工事のうち現場条件や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事を除き、原則、当初設計金額500万円以上の工事（当初設計金額500万円未満の工事であっても市長が必要と認める場合を含む。）とし、

し、発注時から市長の指定により実施する工事をいう。

(2) 略

2 略

3 発注者指定型で発注する工事は、完全週休2日工事で発注するものとする。ただし、完全週休2日工事で発注することが困難と認めるときは、完全週休2日交替制工事で発注するものとする。

4 前項の場合において、完全週休2日工事による実施が達成できなかったときは月単位の週休2日工事による実施を、完全週休2日交替制工事による実施が達成できなかったときは月単位の週休2日交替制工事による実施を認めるものとする。

5 受注者希望型で発注する工事は、月単位の週休2日工事で発注するものとする。ただし、月単位の週休2日工事で発注することが困難と認めるときは、月単位の週休2日交替制工事で発注するものとする。

(経費等の補正)

第6条 発注者指定型で週休2日工事を実施する場合は、当初設計時においては次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ完全週休2日工事の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、完全週休2日の要件に満たないときは、最終変更契約時に月単位の週休2日を満たす場合にあっては、次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日工事の係数を乗じた補正に設計変更し、完全週休2日及び月単位の週休2日の要件に満たない場合にあっては、補正係数を除いて設計変更するものとする。

経費の区分	完全週休2日工事	月単位の週休2日工事
労務費	1.02	1.02

発注時から市長の指定により実施する工事をいう。

(2) 略

2 略

3 週休2日工事等の発注は、月単位の週休2日工事で発注するものとする。ただし、月単位の週休2日工事で発注することが困難と認めるときは、月単位の週休2日交替制工事で発注するものとする。

4 前項の場合において、月単位の週休2日工事による実施が達成できなかったときは通期の週休2日工事による実施を、月単位の週休2日交替制工事による実施が達成できなかったときは通期の週休2日交替制工事による実施を認めるものとする。

(経費等の補正)

第6条 週休2日工事を実施する場合は、当初設計時においては次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日工事の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日の要件に満たないときは、最終変更契約時に通期の週休2日を満たす場合にあっては、次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ通期の週休2日工事の係数を乗じた補正に設計変更し、月単位の週休2日及び通期の週休2日の要件に満たない場合にあっては、補正係数を除いて設計変更するものとする。

経費の区分	月単位の週休2日工事	通期の週休2日工事
労務費	1.04	1.02

機械経費 (賃料)	1.00	1.00
共通仮設費 率	1.02	1.01
現場管理費 率	1.03	1.02

2 受注者希望型で週休2日工事を実施する場合は、当初設計時には週休2日工事の係数を乗じないものとする。ただし、対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、最終変更契約時に月単位の週休2日を満たす場合にあっては、前項の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日工事の係数を乗じた補正に設計変更するものとする。

3 発注者指定型で週休2日交替制工事を実施する場合は、当初設計時には次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ完全週休2日交替制工事の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における休日率の達成状況を確認し、完全週休2日の要件に満たないときは、最終変更契約時に月単位の週休2日を満たす場合にあっては、次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日交替制工事の係数を乗じた補正に設計変更し、月単位の週休2日の要件に満たないときは、補正係数を除いて設計変更するものとする。

経費の区分	完全週休2日	月単位の週
	交替制工事	休2日交替制 工事
労務費	1.02	1.02
現場管理費 率	1.03	1.02

4 受注者希望型で週休2日交替制工事を実施する場合は、当初設計時には週休2日交替制工事の係数を乗じないものとする。ただ

機械経費 (賃料)	1.02	1.02
共通仮設費 率	1.03	1.02
現場管理費 率	1.05	1.03

2 週休2日交替制工事を実施する場合は、当初設計時には次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日交替制工事の欄の係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、対象期間における休日率の達成状況を確認し、月単位の週休2日の要件に満たないときは、最終変更契約時に通期の週休2日を満たす場合にあっては、次の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ通期の週休2日交替制工事の係数を乗じた補正に設計変更し、月単位の週休2日及び通期の週休2日の要件に満たない場合にあっては、補正係数を除いて設計変更するものとする。

経費の区分	月単位の週	通期の週休2
	休2日交替制 工事	日交替制工 事
労務費	1.02	1.02
現場管理費 率	1.03	1.02

し、対象期間における休日率の達成状況を確認し、最終変更契約時に月単位の週休2日を満たす場合にあっては、前項の表の経費の区分の欄に掲げる経費の額に、それぞれ月単位の週休2日交替制工事の係数を乗じた補正に設計変更するものとする。

5 前4項に規定する場合において、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補正の対象としない。

6 第1項から第4項までに規定する場合において、市場単価は、別表の名称の区分の欄に掲げる市場単価の区分に応じ、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

7 第1項から第4項までに規定する場合において、土木工事標準積算単価は、別表の名称の区分の欄に掲げる土木工事標準積算単価の区分に応じ、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

(工事成績評定)

第8条 市長は、発注者指定型で発注した建設工事において、受注者の責により、月単位の週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じて工事成績評定の「法令遵守等」を減ずるものとする。

別表（第6条関係）

市場単価の補正係数（週休2日工事）

名称	区分	補正係数※	
		週休2日	週休2日交替制

3 前項に規定する場合において、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補正の対象としない。

4 第1項及び第2項に規定する場合において、市場単価は、別表の名称の区分の欄に掲げる市場単価の区分に応じ、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

5 第1項及び第2項に規定する場合において、土木工事標準積算単価は、別表の名称の区分の欄に掲げる土木工事標準積算単価の区分に応じ、それぞれ当該達成状況に応じて定める係数の欄に掲げる係数を乗じた補正を行うものとする。

(工事成績評定)

第8条 市長は、受注者が対象期間において週休2日工事等の水準を達成した場合は、第4条第1項各号に掲げる発注の方式を問わず、工事成績評定の工程管理及び創意工夫において評価するものとする。

2 週休2日工事等の水準を達成できなかった場合であっても、工事成績評定の減点を行わない。

別表（第6条関係）

市場単価の補正係数（週休2日工事）

名称	区分	補正係数※	
		週休2日	週休2日交替制

		月単 位	完全 週休 2日 (週 単 位)	月単 位	完全 週休 2日 (週 単 位)
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02

		通期	月単 位	通期	月単 位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04

橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー 舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング 工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処 理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリー ト表面処理 工(ウォータ ージェット 工)		1.01	1.01	1.01	1.01

市場単価の補正係数(週休2日工事
(港湾工事))

名称	補正係数	
	月単位の 週休2日以 上	
底面工	1.01	
マット工(アスファルトマット 設置・ゴム系マット設置)	1.00	
支保工	1.02	
足場工	1.01	
鉄筋工	1.02	
吊鉄筋工	1.02	
型枠工	1.02	
コンクリート打設工(ポンプ車 打設)	1.02	
コンクリート打設工(ポンプ車 打設以外)	1.02	
止水板工	1.02	
上蓋工	1.02	
伸縮目地工	1.01	
係船柱取付	1.02	
防舷材取付	1.02	
車止・縁金物取付	1.02	
係船柱撤去	1.02	
防舷材撤去	1.02	
車止撤去	1.02	
電気防食取付	1.02	
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02	
防砂目地板取付工(水中施工)	1.02	
吸出し防止工(陸上施工・海上 施工)	1.02	
港湾構造物塗装工(係船柱・車	1.01	

橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー 舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング 工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処 理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリー ト表面処理 工(ウォータ ージェット 工)		1.01	1.01	1.01	1.01

市場単価の補正係数(週休2日工事
(港湾工事))

名称	補正係数	
	4週8休以 上	
底面工	1.03	
マット工(アスファルトマット 設置・ゴム系マット設置)	1.00	
支保工	1.04	
足場工	1.02	
鉄筋工	1.04	
吊鉄筋工	1.04	
型枠工	1.03	
コンクリート打設工(ポンプ車 打設)	1.04	
コンクリート打設工(ポンプ車 打設以外)	1.04	
止水板工	1.04	
上蓋工	1.04	
伸縮目地工	1.02	
係船柱取付	1.04	
防舷材取付	1.04	
車止・縁金物取付	1.04	
係船柱撤去	1.04	
防舷材撤去	1.04	
車止撤去	1.04	
電気防食取付	1.04	
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04	
防砂目地板取付工(水中施工)	1.03	
吸出し防止工(陸上施工・海上 施工)	1.03	
港湾構造物塗装工(係船柱・車	1.03	

止・縁金物)	
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

市場単価の補正係数（週休2日工事（下水道工事））

名称	規格・仕様	補正係数※			
		週休2日		週休2日交替制	
		月単位	完全週休2日（週単位）	月単位	完全週休2日（週単位）
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホ		1.01	1.01	1.01	1.01

止・縁金物)	
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

市場単価の補正係数（週休2日工事（下水道工事））

名称	規格・仕様	補正係数※			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホ		1.02	1.03	1.01	1.03

ール設置工					
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管及び ます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管 布設及び 支管 取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準積算単価の補正係数

名称	規格・仕様	補正係数※			
		週休2日制		週休2日交替制	
		月単位	完全週休2日(週単位)	月単位	完全週休2日(週単位)
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02

※ 略

ール設置工					
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管及び ます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管 布設及び 支管 取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

土木工事標準積算単価の補正係数

名称	規格・仕様	補正係数※			
		週休2日制		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03

※ 略

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大竹市週休2日工事等実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に発注する対象工事について適用し、この要領の施行の日以前に発注した対象工事については、なお従前の例による。